

	<p>地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>3 管轄裁判所 平塚簡易裁判所</p> <p>4 その他 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 指定管理候補者の選定について

概要	<p>本市では、地方自治法第244条の2による指定管理者制度を、平成18年4月から導入し、現在36施設で指定管理者による管理運営を行っている。</p> <p>令和8年度に指定期間が終了する4施設（平塚市余熱利用施設、平塚市北・西・南図書館）は、指定管理による管理運営を継続するので、令和9年度からの指定管理者の候補を選定する手続を行う。</p>
----	--

以 上